

# ○山梨県地域警察の運営に関する訓令

平成元年7月18日  
本部訓令第18号

〔沿革〕 前略…平成7年3月本部訓令第5号 平成13年3月本部訓令第9号  
平成13年10月本部訓令第17号 平成17年11月本部訓令第20号  
平成19年3月本部訓令第5号

山梨県外勤警察運営規程（昭和44年山梨県警察本部訓令第19号）の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 運用・配置

第1節 勤務の基準及び勤務時間（第8条－第13条）

第2節 配置運用（第14条－第23条）

第3章 指揮監督及び指導教養（第24条－第30条）

第4章 地域警察活動

第1節 通則（第31条－第34条）

第2節 交番及び駐在所の活動（第35条－第40条）

第3節 自動車警ら隊・班の活動（第41条・第42条）

第4節 警備派出所等の活動（第43条）

第5章 勤務変更、特別勤務等（第44条－第46条）

第6章 交番相談員（第46条の2－第46条の5）

第7章 雑則（第47条－第49条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に基づき、山梨県における地域警察の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「地域警察」とは、規則第2条に定める地域警察の任務を達成するため行

う、次に掲げる勤務をいう。

- (1) 地域警察事務等従事勤務（警察本部又は警察署において地域警察勤務に関する企画及び調査、連絡調整、統計等の地域警察事務に従事する勤務並びにこれらの警察官に対する指揮監督及び指導教養に当たる勤務をいう。以下同じ。）及び規則第5条第1項に定める勤務種別（交番勤務には、署所在地勤務を含むものとする。以下同じ。）ごとの勤務方法により行う勤務（以下「通常基本勤務」と総称する。）
- (2) 規則第5条第2項に定める通常基本勤務を通じた活動以外の特別な活動を行うための勤務（以下「特別勤務」という。）

2 この訓令において「地域警察官」とは、前項の地域警察勤務に従事する警察官をいう。

（活動の単位）

第3条 地域警察の組織を構成する活動の単位は、交番（署所在地を含む。）、警察官駐在所（以下「駐在所」という。）、移動交番車、自動車警ら隊・班、警備派出所、検問所及び直轄警ら隊とする。

（事件等の処理範囲）

第4条 規則第3条に定める事件事故等の処理範囲の基準は、別に定める。

（運用の方針）

第5条 生活安全部地域課長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、地域警察の運用に当たっては、第3条に定める活動単位がそれぞれ機能と特殊性を最高度に発揮できるよう効果的かつ効率的な運用を図るものとする。

（制服着用の例外）

第6条 規則第7条第1項のただし書の規定に基づき、指定する場合の基準は、山梨県警察官の服制に関する訓令（平成6年山梨県警察本部訓令第22号）の定めるところによる。

（交番等の名称等の表示）

第7条 交番、駐在所、警備派出所及び検問所の名称の表示及び赤色灯の設置は、山梨県警察の処務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第5号）の定めるところによる。

2 警ら用無線自動車は、車の上部を白色、下部を黒色の二色とし、両側及び後部に「山梨県警察」と表示するものとする。ただし、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得たときは、これと異なる表示をすることができる。

## 第2章 運用・配置

### 第1節 勤務の基準及び勤務時間

(勤務制及び部制)

第8条 地域警察官の通常基本勤務における勤務制は、次のとおりとする。

(1) 交替制

日勤日、当番日、非番日を順次繰り返す勤務

(2) 駐在制

勤務所の施設に居住し、毎日一定時間おおむね昼間に活動する勤務で週休日が指定される勤務

(3) 日勤制

毎日一定時間おおむね昼間に活動する勤務で週休日が指定される勤務

2 同一所属において交替制の地域警察官が1勤務日おおむね10名以上ある場合は2交替制は2部制、3交替制は3部制により運用するものとする。この場合において、2部制は甲部、乙部とし、3部制は1部、2部、3部とする。

3 署長等は、前項による運用によりがたい場合は、責任者を指定して運用することができる。

(勤務制ごとの勤務種別)

第9条 地域警察官の勤務制ごとの勤務種別は、次の表のとおりとする。

勤務制	勤務種別
交替制	交番勤務 自動車警ら隊・班勤務 警備派出所勤務 検問所勤務 直轄警ら隊勤務
駐在制	駐在所勤務 交番勤務（居住施設のある場合）
日勤制	交番勤務 駐在所勤務 警備派出所勤務 直轄警ら隊勤務
備考	1 駐在制勤務は、一定時間の夜警らを行うものとする。ただし、夜警らを行った翌日の勤務時間は、夜警らの時間を減じた時間とする。

- 2 日勤制による駐在所勤務は、複数駐在所で駐在制勤務員が1名以上配置されており、警察署長（以下「署長」という。）が管内の情勢から適当と認めた場合に限る。

（交番勤務の勤務方法及びおおむねの勤務時間）

第10条 交番勤務の勤務日別の勤務方法及び勤務方法ごとの勤務時間の基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

勤 務 日 別	勤務方法及び勤務方法ごとの勤務時間の基準		
当 番 日	立番	おおむね	2 時間
	（降雨、雨天時には見張り）		
	見張り	おおむね	1 時間
	在所	おおむね	3 時間
	警ら	おおむね	6 時間
	（一定時間の夜警らを含む。）		
	巡回連絡	おおむね	4 時間
日 勤 日	立番又は見張り	おおむね	1 時間
	在所	おおむね	1 時間
	警ら	おおむね	3 時間
	巡回連絡	おおむね	3 時間
備考			
1 署所在地勤務の場合は、立番又は見張りの時間を在所時間に加えるものとする。ただし、署長が地域事情等を勘案して必要と認める場合はこの限りではない。			
2 上記の勤務基準は、警備派出所勤務に準用するものとする。この場合は、巡回連絡の勤務時間を警戒警備又は警らの勤務方法に割り振るものとする。			
3 所管区及び巡回連絡の実施を担当する区域（以下「受持区」という。）面積、人家の分布状況等から、署長が、警らと巡回連絡を合わせて行うことが適当と認めた交番については、警らと巡回連絡の時間を合わせて、「警ら・巡回連絡」とすることができる。			
4 交番の施設等の状況から署長が見張りを行うのではなく、立番を行うことが適当であると認めたときは、見張りの勤務方法に代えて、立番の勤務方法に割り振るものとする。			
5 交番の立地の状況から、交番前での立番が不適と署長が認めるときは、交通の要所等における立番・駐留警戒の勤務に替えることができる。			

(駐在所勤務の勤務方法及びおおむねの勤務時間)

第11条 駐在所勤務における勤務方法及び1週間の勤務方法ごとの勤務時間の基準は、次の表のとおりとする。

勤務方法	勤務時間の基準
在所	おおむね 10時間
警ら(一定時間の夜警らを含む。)	おおむね 12時間
巡回連絡	おおむね 18時間
備考	
1 署長は、駐在所の位置、駐在所に配置されている地域警察官の人数、周辺における交通状況等を勘案して、必要と認められる場合は、当該駐在所勤務の在所の勤務時間数を減じて、立番又は見張りの勤務方法に割り振ることができる。	
2 所管区及び受持区の面積、人家の分布状況等から、署長が、警らと巡回連絡を合わせて行うことが適当と認めた駐在所については、警らと巡回連絡の時間を合わせて、「警ら・巡回連絡」とすることができる。	
3 署長は、管内の犯罪発生状況等の治安情勢を勘案して、夜警ら(日没から日の出前までの間の警らをいう。)を割り振るものとする。	

(自動車警ら隊・班勤務の勤務方法及びおおむねの勤務時間)

第12条 自動車警ら隊・班勤務の勤務日別の勤務方法及び勤務方法ごとの勤務時間の基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

勤務日別	勤務方法及び勤務方法ごとの勤務時間の基準
当番日	機動警ら おおむね 11時間
	待機 おおむね 5時間
日勤日	機動警ら おおむね 6時間
	待機 おおむね 2時間
備考	
署長等は、管内の治安情勢等を勘案して必要と認められる場合は、2時間を限度として待機の勤務時間数を減じて機動警らの勤務方法に割り振ることができる。	

2 自動車警ら隊・班勤務が交番若しくは駐在所に勤務する地域警察官又は地域警察官以外の警察官

の補勤による場合の勤務時間の基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

勤務時別	勤務方法及び勤務方法ごとの勤務時間の基準		
午後0時30分 以降勤務の場合	機動警ら 待機	おおむね おおむね	8時間 4時間30分
午後5時15分 以降勤務の場合	機動警ら 待機	おおむね おおむね	5時間30分 2時間30分
備考 午前8時30分から翌日午前8時30分まで補勤させる場合は、前項の例による。			

(その他の勤務の勤務時間割)

第13条 検問所及び直轄警ら隊の各勤務の勤務方法ごとの勤務時間の基準及び勤務時間の割り振り  
は、別に定める。

#### 第2節 配置運用

(基本計画)

第14条 署長等は、地域の実態に即して地域警察の効率的運用を図るため、次の事項を内容とする  
基本計画を定めるものとする。

- (1) 個別の活動単位ごとの地域警察官の配置
- (2) 部の編成
- (3) 受持区の指定
- (4) 移動交番車の運用区域の指定
- (5) 規則第11条第2項の勤務基準の策定(以下「勤務基準」という。)
- (6) その他活動上の基本的事項

2 署長等は、基本計画を定めたときは、その内容を本部長に報告しなければならない。

(勤務基準策定上の留意事項)

第15条 署長は、前条第1項第5号の勤務基準の策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 交番及び複数駐在所については、来訪者が多いと予想される時間帯には、最低1人の勤務員を  
在所させるようにすること。
- (2) 巡回連絡を実施するための勤務時間の確保に努めること。

- (3) 巡回連絡は、原則として昼間の時間帯に割り振ること。
- (4) 立番は、交番及び駐在所の位置、人の往来その他の交通の状況等から、その効果が高いと認められる時間帯に割り振ること。
- (5) 管内の警戒力、特に夜間における警戒力に間隙を生ずることのないようにすること。
- (6) 駐在所については、署長が勤務員の実務経験、年齢、階級等に応じ適当と認めるときは、弾力的な勤務基準を策定することが可能であること。
- (7) 地域責任を有する勤務員の意見を適切に反映させることなどにより、個別の交番等の管内の地域の実態に即した勤務基準の策定に努め、形式的又は硬直的なものとならないよう配慮すること。
- (8) 勤務基準を定期的に見直し、所管区等の状況の変化に対応し得るように努めること。
- (9) 個々の交番又は駐在所ごとの勤務基準は、所管区の事情に応じ、季節ごとに定めることが適当であるときは、季節ごとに、数種類の勤務基準を策定しておくこと。
- (10) 自動車警ら班勤務の待機場所は、原則として本署とするが、署長は、治安情勢等を勘案して必要と認められる場合は、交番、駐在所等において、待機させることができる。

(月間活動計画)

第16条 署長等は、1箇月ごとにあらかじめ月間活動計画を定めるものとする。

2 前項の月間活動計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 地域警察活動の重点
- (2) 指揮監督及び指導教養の重点
- (3) 日ごとの実働人員
- (4) 行事予定
- (5) その他活動に必要な事項

3 月間活動計画は毎月末までに翌月分を地域警察官に指示するとともに本部長に報告しなければならない。

(勤務日の活動重点)

第17条 警察署の地域課長及び地域交通課長（以下「地域課長」という。）は、地域警察官の勤務日における活動について、次の重点事項を指示するものとする。

- (1) 月間活動計画に基づき当日実施すべき事項
- (2) 所管区等の実態に即する警ら要点等の選択
- (3) その他活動にあたって配慮すべき事項

(会議)

第18条 署長等は、毎月地域警察運営に関する幹部会議を開き、次の事項について協議するものとする。

- (1) 活動計画
- (2) 課及び係相互の連絡調整
- (3) その他地域警察活動について必要な事項

2 会議事項は、別に定める会議録に記録し、処理を明らかにしておくものとする。

(警ら要点の指定)

第19条 署長等は、管轄区域又は所管区における犯罪の予防及び検挙、交通の指導取締りその他警備等の対象となる主要地点、地域、区間を警ら要点として定めるものとする。

(交番所長等)

第20条 交番に原則として規則第16条の2第1項に規定する交番所長を置くものとする。また、駐在所に駐在所長を置くことができるものとする。

2 本部長又は署長は、前項の交番所長及び駐在所長（以下「交番所長等」という。）には、警部又は警部補の階級にある警察官を置くものとする。

3 交番所長等は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げる所管区内の職務を行い、同所に勤務する地域警察官を指揮監督及び指導教養するものとする。

- (1) 勤務員相互間の意思の疎通、融和及び協調を図ること。
- (2) 活動の重点の選定とその推進要領の調整を行うこと。
- (3) 関係機関・団体との連絡調整を行い、交番及び駐在所の代表者として地域における各種会合への出席等、地域に密着した活動を行うこと。
- (4) 地域警察活動の企画、立案、運用及び勤務の調整を行うこと。
- (5) 事件又は事故発生時における初動活動の現場指揮を行うこと。
- (6) 地域警察活動に関する報告及び連絡を行うこと。
- (7) 他係員との相互の緊密な連絡を図ること。
- (8) その他管内状況に応じた効果的な活動を推進するための調整を行うこと。

(ブロック長)

第21条 署長は、特に必要と認める場合には、2以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（以下「ブロック」という。）に、規則第21条の2第2項に規定する当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者（以下「ブロック長」という。）を置くことができる。

2 ブロック長は、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てるものとする。



3 ブロック長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げるブロック内の職務を行い、同所に勤務する地域警察官を指揮監督及び指導教養するものとする。

- (1) 勤務員相互間の意思の疎通、融和及び協調を図ること。
- (2) 活動の重点の選定とその推進要領の調整を行うこと。
- (3) 関係機関・団体との連絡調整を行い、ブロックの代表者として地域における各種会合への出席等、地域に密着した活動を行うとともに、受持員に当該地域に密着した活動を行わせること。
- (4) 地域警察活動の企画、立案、運用及び勤務の調整を行うこと。
- (5) 事件又は事故発生時における初動活動の現場指揮を行うこと。
- (6) 地域警察活動に関する報告及び連絡を行うこと。
- (7) 他係員との相互の緊密な連絡を図ること。
- (8) その他管内状況に応じた効果的な活動を推進するための調整を行うこと。

4 第1項の規定によりブロック長が置かれた交番以外の当該ブロックにおける交番には、前条の規定にかかわらず日勤制の交番所長を置かないことができる。

(班長及び車長)

第22条 署長等は、交替制の交番について勤務日ごとに班長を、自動車警ら隊・班にはこれらの各自動車について、勤務日ごとに車長を指定するものとする。

2 班長及び車長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務場所を同じくする勤務員（以下この項において「相勤員」という。）に対し、指揮監督及び指導教養（巡査長又は巡査にあつては、助言指導）を行うこと。
- (2) 相勤員相互の融和と協調を図ること。
- (3) 相勤員の勤務と事務処理の調整を行うこと。
- (4) 勤務場所における施設、装備資器材、書類等について保守管理の責任を負うこと。

(交番連絡主任)

第23条 署長は、規則第16条の2第3項に規定する連携を効果的に行うため、交番所長が置かれる交番以外の交番については、班長のうちから交番連絡主任を選定するものとする。

2 交番連絡主任は、班長の職務のほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 交替制を異にする班長等の勤務員相互間の意思の疎通、融和及び協調を図ること。
- (2) 管内の関係機関、団体等との連絡調整を行うこと。
- (3) その他勤務交替時の引継ぎ等による間隙を生じさせないため、交替制を異にする班長間の引継ぎの方法等について調整を図ること。

### 第3章 指揮監督及び指導教養

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第24条 地域警察官を指揮監督及び指導教養する場合には、規則第13条の規定によるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 命令、指示及び任務は、具体的かつ明瞭に付与すること。
- (2) 日常の職務の遂行に必要な知識・技能を向上させるため、実務に即した教養に努めること。
- (3) 地域警察官一人一人が直接市民と接して職務執行を行うことにかんがみ、適正妥当な判断ができる能力を高めるように努めること。
- (4) 地域警察官一人一人の素質、個性等に応じて多様な知識技能が開発されるよう努めること。

(警察本部の地域警察幹部の職務)

第25条 生活安全部長及び生活安全部地域課長は、本部長を補佐し地域警察に関する企画及び実施並びに他部課との連絡調整に当たるとともに、その所掌する事項の指導教養を行わなければならない。

(警察署の地域課長等の職務)

第26条 警察署の地域交通管理官又は地域課長（以下「地域課長等」という。）は、署長を補佐しおおむね次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる職務及び署長が特に命じたことを行うものとする。

- (1) 地域交通管理官
  - ア 地域警察の効率的運営を図るための署内の連絡調整
  - イ 地域警察官の指揮監督及び指導教養
- (2) 地域課長
  - ア 地域警察勤務に関する企画及び実施
  - イ 地域警察官が一貫して処理する事件指揮
  - ウ 他課係との連絡調整
  - エ 地域警察官の指揮監督及び指導教養
  - オ 事件事故等発生時における初動措置及び現場指揮

2 地域課長等は、必要があると認めるときは、地域警察官を同行して実践的な指導教養に努めなければならない。

(活動の評価)

第27条 署長等及び地域課長等は、地域警察官の活動の評価に当たっては、地域警察官が行うべき

活動の全般について、総合的に判断して適正に行うよう努めなければならない。

(巡視)

第28条 署長は、自ら又は地域課長等に命じて、交番及び駐在所を巡回して地域警察官の指揮監督及び指導教養（以下「巡視」という。）を行わなければならない。

2 地域課長等は、巡視に際しては自ら警らする心構えをもって署長の指定した区域及び交番等を巡行し、管内情勢及び地域警察官の勤務及び活動の実態を把握して、これに適合した指導教養及び監督を行うよう努めなければならない。

3 地域課長等は、地域係長に交番等の巡視を行わせるものとする。

4 ブロック長、交番所長及び駐在所長は、原則として当該ブロック又は担当する所管区の交番等の巡視を行うものとする。

5 本署の地域警察部門以外の幹部は、積極的に交番等を巡視し、所掌事務に係る指導教養に当たるものとする。

6 巡視の具体的実施要領については、別に定める。

第29条 削除

(交替及び招集時における点検、訓示等)

第30条 署長等は、自ら又は地域課長等に命じて、交替制勤務の地域警察官に対しては毎交替時、その他の地域警察官に対しては毎月1回以上定期的に招集し、それぞれ点検、訓示及び指示を行い、命令を徹底し、併せて必要な指導教養及び訓練を行わなければならない。

2 署長等は、前項の規定により地域警察官を定期的に招集する場合には、警察署管内の警戒力に間隙を生じないようにするとともに、交番等への来訪者の応接が適切に行われるよう配慮するものとする。

## 第4章 地域警察活動

### 第1節 通則

(活動記録)

第31条 地域警察官は、別に定める活動記録表により勤務日における勤務及び事件事故等の取り扱い等の活動状況を記録しておかななければならない。

(警棒の把持)

第32条 地域警察官は、夜間（日没から日の出まで）の勤務に際しては、原則として警棒を把持して警戒に当たるものとする。ただし、昼間の勤務に際しても、特に危険が予想される場合は同様とする。

(勤務交替)

第33条 署長等は、交替制勤務の地域警察官の勤務交替を速やかに行わなければならない。

2 勤務交替は、原則として配置された勤務場所において前日及び当日の勤務員が相互に面接し、次の事項を別に定める引継簿に記載して必要な事務の引継を迅速確実に行わなければならない。

- (1) 願届等で処理を必要とする事項
- (2) 犯罪及び事故（手配を含む。）の概要
- (3) 幹部からの指示連絡事項
- (4) その他必要な事項

(休憩)

第34条 休憩は、勤務との区別を明確にするため、勤務場所等のあらかじめ定められた場所において行うものとする。ただし、急訴、願届等を受理する警察官が不在の場合は、直ちに受理し必要な措置をとらなければならない。

第2節 交番及び駐在所の活動

(所管区活動の留意事項)

第35条 交番又は駐在所に勤務する地域警察官（以下「受持警察官」という。）は、規則第17条に規定する所管区（特に必要があるものとして署長が指定した場合は、隣接する2以上の所管区を結合した区域とする。以下同じ。）において活動を行うに当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 警らは、単独で、徒歩又は自転車によって行うこと。ただし、署長が管内の地形等の状況、治安情勢等から必要があると認めるときは、2人以上共同し、又は原動機付自転車、自動二輪車若しくは小型警ら車を使用することができる。
- (2) 警ら時、所管区内の事件、事故等の発生時間帯は、発生場所を重点的に警らをする事。
- (3) 事件、事故の発生その他の事案の処理に際しては、事案の内容に応じて、本署、自動車警ら班等と連携して適切な措置を講ずること。
- (4) 願届等の来訪者に対しては、懇切丁寧に対応すること。
- (5) 交番等における文書事務は、必要最小限度にとどめること。

(受持責任)

第36条 受持警察官は、所管区について共同して警察の責務を遂行する責任を負い、かつ、受持区を担当する受持警察官は、担当する受持区について、地形、地物、交通、民情、風俗、住民の居住実態、困りごと、意見、要望、事件、事故等の発生状況等地域社会の実態を的確に掌握し、警察の責務を遂行する責任を負うものとする。

(警ら箱及び警ら表)

第37条 署長は、所管区における警ら要点のうち、必要と認める箇所に別に定める警ら箱及び警ら表を配置しなければならない。

2 受持警察官は、警らのつど前項の警ら表に押印しなければならない。

3 受持警察官は、毎月5日までに前月分の警ら表に別に定める集計表を添え署長に報告しなければならない。

(巡回連絡の実施要領)

第38条 規則第20条に定める巡回連絡の実施要領は別に定めるところによる。

(備付簿冊等)

第39条 交番、駐在所等に備え付ける簿冊、簿冊の様式及び記載要領は、別に定めるところによる。

2 交番、駐在所等の活動に必要な資料は、常に活用できるよう整備保管しておくものとする。

(行先の連絡)

第40条 受持警察官は、交番、駐在所を離れるときは、上司又は同僚に連絡しその行先、用件、帰着予定時刻等を明確にしなければならない。

第3節 自動車警ら隊・班の活動

(機動警らの留意事項)

第41条 自動車警ら隊・班に勤務する地域警察官は、機動警らに当たり、次の事項に留意するものとする。

(1) 機動警ら中は交番及び駐在所に立ち寄る等して、受持警察官との連携を確保すること。

(2) 機動警らへの出発、事件、事故等の事案の処理の状況その他警ら用無線自動車の勤務及び活動の状況について、通信指令室及び警察署通信室に対して緊密な連絡を行うこと。

(3) 犯罪情勢、交通情勢等から特に必要があるものとして指示された場合においては、機動警ら中指定された場所での駐留警戒を行うこと。

(4) 管内及びその周辺の地理に精通すること。

2 機動警らに際し、事件、事故等の発生を認知した場合には現場に急行して、迅速的確に緊急初動措置を執らなければならない。

(活動の要領)

第42条 自動車警ら隊・班の活動要領等については、この訓令に定めるもののほか、別に定める。

第4節 警備派出所等の活動

(活動の基本)

第43条 警備派出所、検問所及び直轄警ら隊の活動要領等については、この訓令に定めるもののほか、別に定める。

#### 第5章 勤務変更、特別勤務等

(勤務変更についての留意事項)

第44条 署長等は、規則第11条第3項の規定による勤務変更を適切に行うために、各交番等の治安情勢の把握に努めなければならない。

2 地域警察官は、勤務基準による勤務を通じては効果的な地域警察活動ができないと認めるときは、その旨を本署の地域課長に申し出て、規則第11条第3項の勤務変更の指示を受けるものとする。

3 規則第11条第4項の規定により地域警察官が勤務変更を行ったときは、当該地域警察官は、必要な措置をとった後、その経過を速やかに地域課長に報告するものとする。

(特別勤務)

第45条 署長等は、前条の規定に基づき、地域警察官を特別勤務に従事させるものとする。

2 地域警察官は、次の各号に掲げる特別勤務を通じて地域警察の任務を遂行するものとする。

(1) 事件又は事故発生時の現場における初動措置の活動を行うこと。

(2) 緊急配備のための活動を行うこと。

(3) 交番等ミニ広報紙の発行及びふれあい連絡会を開催すること。

(4) 地域住民への防犯、交通安全指導及び地域住民の行う防犯、交通安全運動への協力を行うこと。

(5) 警察安全相談への対応を行うこと。

(6) 独居高齢者、病人、迷子、酩酊者等の保護の活動を行うこと。

(7) その他地域警察官が、地域警察の任務を達成するため通常基本勤務によらずに必要と認められる特別の活動を行うこと。

3 地域警察官を特別の勤務に従事させる場合には、特別勤務を通じて行う地域警察活動と関係する他部門の行う活動との連携の確保を図るものとする。

(転用勤務)

第46条 署長等は、地域警察官を地域警察勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。ただし、警察業務推進のため、必要かつやむを得ない場合においては、他部門との均衡に配慮して必要最小限の地域警察官を転用勤務に従事させることができる。

2 署長は、地域警察官を転用勤務に従事させた場合は、生活安全部地域課長に報告するものとする。

3 署長等は、地域警察官を15日以上継続して転用勤務に従事させる場合は、本部長の承認を受けなければならない。

## 第6章 交番相談員

### (交番相談員)

第46条の2 本部長は、交番につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合は、当該交番において、地域警察活動について知識及び経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから非常勤の職員として任命したものに、地域警察活動のうち住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言並びに犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡その他住民に対し奉仕する活動に協力し又は当該活動を援助する活動で別に定めるもの（次項において「交番相談活動」という。）を行わせることができる。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活動力があること。

2 前項の規定により交番相談活動を行う者（以下「交番相談員」という。）の委嘱、勤務等については別に定める。

### (活動上の注意等)

第46条の3 交番相談員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 交番相談員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。

3 交番相談員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

### (標章)

第46条の4 交番相談員は、その活動を行うに当たっては、別に定める標章を用いるものとする。

### (指揮監督等)

第46条の5 交番相談員は、その活動を行うに当たっては、交番の所管区を管轄する署長の指揮監督及び指導教養を受けるとともに、交番の地域警察官と緊密な連携を保つものとする。

## 第7章 雑則

### (警察官以外の職員の勤務)

第47条 地域警察官とともに勤務する警察官以外の職員の勤務について、その勤務の性格に応じて必要と認められる場合においては、この訓令を準用するものとする。

### (活動状況等の報告)

第48条 署長等は、地域警察官の活動状況を別に定めるところにより、本部長に報告しなければならない

らない。

(細則の制定)

第49条 署長は、この訓令の施行に関し本部長の承認を受けて必要な細則を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成元年8月1日から施行する。ただし、警察用航空機の運用に関するものは、航空機の移管事務が完了した日からとする。

改正附則〔中略〕

附 則 (平成7年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月28日本部訓令第9号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月1日本部訓令第17号)

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月30日本部訓令第20号)

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。